

07. 10

出願審査の請求若しくは実用新案技術評価の請求の手数料の減免又は特許料若しくは登録料の減免若しくは猶予の申請の取扱い（特・実）

1. 手数料等の減免又は猶予に関する規定並びに手続及び取扱い

(1) 手数料等の減免又は猶予に関する規定

- ア. 特許法第195条の2の規定による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除
- イ. 実用新案法第54条第8項の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の軽減又は免除
- ウ. 特許法第109条の規定による第1年分から第10年分までの特許料の軽減若しくは免除又は猶予
- エ. 実用新案法第32条の2の規定による第1年分から第3年分までの実用新案登録料の軽減若しくは免除又は猶予
- オ. 大学等技術移転促進法第13条第3項の規定による第1年分から第10年分までの特許料の軽減若しくは免除又は猶予
- カ. 大学等技術移転促進法第13条第4項の規定による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除
- キ. 産活法第56条の規定による第1年分から第10年分までの特許料の軽減若しくは免除又は猶予
- ク. 産活法第57条の規定による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除
- ケ. 産業技術力強化法第17条第1項の規定による第1年分から第10年分までの特許料の軽減若しくは免除又は猶予
- コ. 産業技術力強化法第17条第2項の規定による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除
- サ. 産業技術力強化法第18条第1項の規定による第1年分から第10年分までの特許料の軽減若しくは免除又は猶予
- シ. 産業技術力強化法第18条第2項の規定による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除
- ス. 中小ものづくり高度化法第9条第1項による第1年分から第10年分までの特許料の軽減若しくは免除又は猶予
- セ. 中小ものづくり高度化法第9条第2項による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除

(2) 手数料等の減免又は猶予に関する手続及び取扱い

「表1」の第1欄に掲げる手数料等について、同表の第2欄に掲げる者が申請書に減免又は猶予を受けるための要件について証明する書面を添付して

提出（注１）（注２）した場合に、それぞれ同表の第３欄に掲げる措置を行う。

手数料等の減免又は猶予に関する申請手続が要件を満たすものであり、減免又は猶予の措置を行うときは、減免又は猶予を認める旨の通知を行う（産業技術力強化法第１７条第１項第４号若しくは第５号、第２項（同条第１項第４号又は第５号に掲げる者の軽減に限る。）若しくは第１８条の規定による軽減又は中小ものづくり高度化法第９条第１項若しくは第２項の規定による軽減については通知を行わない。）（注３）。

また、当該手続が要件を満たさないときは、特許法又は実用新案法の規定による申請にあっては、特許法第１７条第３項（実２条の２第４項）、特許法第１８条第１項（実２条の３）又は特許法第１８条の２^{※１}を適用して処分を行うこととなるが、大学等技術移転促進法、産活法、産業技術力強化法又は中小ものづくり高度化法の規定による申請にあっては、それぞれの法令上に処分の規定を設けていないことから、当該申請書を受理した上で、手数料等の軽減の措置が認められないことを理由に、申請に係る手数料等を要する手続（出願審査の請求又は特許料の納付）について、不足する手数料等の納付を求める手続の補正（特許料の納付の場合は補充）を命ずることとする。

なお、この場合の応答の手続として、不足する手数料等の納付に係る手続補正書（特許料の納付の場合は補充書）の提出に代えて、手数料等の軽減の申請書（補充）の提出により軽減申請に係る手続が補完された場合は、手数料等の軽減を認めることとする。

（注１）産業技術力強化法第１７条第１項第４号若しくは第５号、第２項（同条第１項第４号又は第５号に掲げる者の申請に限る。）又は第１８条の規定による手数料等の軽減の申請書は、提出者の住所若しくは居所又はその主たる営業所若しくは事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長（以下「経済産業局長等」という。）を経由して提出しなければならない（産業技術力強化法施行規則７条１項、８条１項）。特許庁長官は、申請書の提出者が軽減の対象者であることを確認したときは、その提出者に経済産業局長等を経由して確認書を交付する（同規則７条２項、８条２項）。

（注２）中小ものづくり高度化法第９条第１項又は第２項の規定による手数料等の軽減の申請書は、住所若しくは居所又はその主たる営業所若しくは事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して提出しなければならない（中小ものづくり高度化法施行規則６条１項）。特許庁長官は、申請書の提出者が軽減の対象者であることを確認したときは、その提出者に経済産業局長を経由して確認書を交付する（同規則６条２項）。

（注３）特許料の設定登録の特許料納付の場合は特許権設定登録通知書に、設定登録後の特許料納付の場合は年金領収書に、減免又は猶予を認める旨を記載する。

「表 1」

手数料等	減免又は猶予の対象者	措置内容
出願審査の請求の手 数料	ア. 生活保護法第 11 条第 1 項各号に 掲げる扶助を受けている者	免除
	イ. 市町村民税非課税の者	免除
	ウ. 個人所得税非課税の者	1 / 2 に軽減
	エ. 個人事業税非課税の者	1 / 2 に軽減
	オ. その事業を開始した日以後 10 年 を経過していない個人	1 / 2 に軽減
	カ. 資力の乏しい法人	1 / 2 に軽減
	キ. 独立行政法人関係認定事業者	1 / 2 に軽減
	ク. 承認事業者	1 / 2 に軽減
	ケ. 大学等研究者	1 / 2 に軽減
	コ. 大学等	1 / 2 に軽減
	サ. 試験研究独立行政法人	1 / 2 に軽減
	シ. 公設試験研究機関を設置する者	1 / 2 に軽減
	ス. 試験研究地方独立行政法人	1 / 2 に軽減
	セ. 研究開発型中小企業等	1 / 2 に軽減
	ソ. 特定研究開発等の中小企業者	1 / 2 に軽減
第 1 年分から第 10 年分までの特許料	ア. 生活保護法第 11 条第 1 項各号に 掲げる扶助を受けている者	免除 (第 1 年分から 第 3 年分まで)
		1 / 2 に軽減 (第 4 年分から 第 10 年分ま で)
	イ. 市町村民税非課税の者	免除 (第 1 年分から 第 3 年分まで)
		1 / 2 に軽減 (第 4 年分から 第 10 年分ま で)
	ウ. 個人所得税非課税の者	1 / 2 に軽減
	エ. 個人事業税非課税の者	1 / 2 に軽減
	オ. その事業を開始した日以後 10 年 を経過していない個人	1 / 2 に軽減
	カ. 資力の乏しい法人	1 / 2 に軽減
	キ. 独立行政法人関係認定事業者	1 / 2 に軽減

	ク. 承認事業者	1 / 2 に軽減
	ケ. 大学等研究者	1 / 2 に軽減
	コ. 大学等	1 / 2 に軽減
	サ. 試験研究独立行政法人	1 / 2 に軽減
	シ. 公設試験研究機関を設置する者	1 / 2 に軽減
	ス. 試験研究地方独立行政法人	1 / 2 に軽減
	セ. 研究開発型中小企業等	1 / 2 に軽減
	ソ. 特定研究開発等の中小企業者	1 / 2 に軽減
実用新案技術評価の 請求の手数料	ア. 生活保護法第 11 条第 1 項各号に 掲げる扶助を受けている者	免除
	イ. 市町村民税非課税の者	免除
	ウ. 個人所得税非課税の者	1 / 2 に軽減
第 1 年分から第 3 年 分までの実用新案登 録料	ア. 生活保護法第 11 条第 1 項各号に 掲げる扶助を受けている者	免除
	イ. 市町村民税非課税の者	免除
	ウ. 個人所得税非課税の者	3 年間猶予

2. 手数料等の減免又は猶予を受けるための要件及び証明書等

手数料等の減免又は猶予の適用を受けるための要件及びその要件を証明する書面は以下のとおり。なお、証明書は、申請をする際に取得し得る最新のものを提出する必要がある。例えば、市町村民税非課税の者による減免の申請に関し、4 月から約 2 か月の間に申請をする際に提出すべき証明書は、各市役所等の処理期間（前年の所得額に基づく税の確定が本年の 4 月であり、各市役所等の処理の関係上一定期間は前年度の課税証明書に前々年度の課税内容が証明されることとなるため。）を考慮し、前年度の証明書によることとする。

（1）特許法又は実用新案法の規定による手数料等の減免又は猶予

ア. 個人の場合

「表 2」の左欄に掲げる a. から e. までのいずれかの要件に該当する個人（注 1）が対象となり、それぞれ同表の右欄に掲げる証明書を申請書に添付する必要がある。

「表 2」

要 件	証 明 書
a. 生活保護法第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていること	生活保護証明書 (写しも可)
b. 市町村民税が課せられていないこと (注 2)	市町村民税非課税証明書 (写しも可)
c. 所得税が課せられていないこと (注 3)	所得税非課税証明書 (写しも可)
d. 事業税が課されていないこと	事業税に係る納税証明書

(注4)	(写しも可)
e. その事業を開始した日以後10年を経過していないこと	事業開始届の写し

(注1) 実用新案技術評価の請求の手数料の減免及び第1年分から第3年分までの実用新案登録料の減免又は猶予については、「表2」の左欄に掲げるa. からc. までのいずれかの要件に該当する個人(考案者又はその相続人である場合に限る。)が対象となる。

また、申請をする者が考案者の相続人の場合は、戸籍謄本及び住民票の提出を要する。なお、複数の法定相続人がいる場合であって、出願をする際に法定相続人の全員が出願人となっていないときは、出願前に遺産分割の協議が整った上での出願であるものとして、遺産分割協議書の提出は要しない。

(注2) 所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者(以下「非居住者」という。)については、同法第23条から第35条まで及び第69条の規定に準じて計算した各種所得の合算した金額が150万円以下であること(手数料令1条の2第1号ロ、特施令14条1号ロ、特施規70条1項、2項)。

(注3) 非居住者については、所得税法第23条から第35条まで及び第69条の規定に準じて計算した各種所得の合算した金額が250万円以下であること(手数料令1条の2第1号ハ、特施令14条1号ハ、特施規70条1項、3項)。

(注4) 非居住者については、所得税法第26条及び第27条の規定に準じて計算した不動産所得及び事業所得を合算した金額が290万円以下であること(手数料令1条の2第1号ニ、特施令14条1号ニ、特施規70条4項、5項)。

イ. 法人の場合(特)

「表3」のa. からc. までのすべての要件に該当する法人が対象となる。

(法人の類型別に満たすことが必要な要件及び証明書(「表3」))

「表3」

法人の類型	要 件 及 び 証 明 書			
	a. 資本金3億円以下であること (注1)	b. 法人税が課せられていないこと又は設立の日以後10年を経過していないことのいずれか		c. 他の法人に支配されていないこと (注3)
		i) 法人税が課されていないこと	ii) 設立の日以後10年を経過していないこと	

会社 株式会社 特例有限会社 合同会社 合名会社 合資会社	定款、法人登記事項証明書又は前事業年度の貸借対照表	法人税確定申告書別表第1の写し又は納税証明書（写しも可） （注2） （注4）	定款又は法人登記事項証明書	法人税確定申告書別表第2の写し又は株主名簿若しくは出資者の名簿 （注4）
一般財団法人・一般社団法人	前事業年度の貸借対照表	同 上	同 上	不 要
協同組合	定款、法人登記事項証明書又は前事業年度の貸借対照表	同 上	同 上	法人税確定申告書別表第2の写し又は出資者の名簿 （注4）
出資を有しない協同組合	前事業年度の貸借対照表	同 上	同 上	不 要

（注1）資本金又は出資を有しない法人の場合については、前事業年度末の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。）の60／100に相当する金額が3億円以下であること（手数料令1条の2第2号イ、特施令14条2号イ、特施規71条1項）。

（注2）更正通知及び修正通知がある場合にはこれらの書面も含む。

（注3）他の法人に支配されていないこととは以下のa. 及びb. に該当していることを指す（手数料令1条の2第2号ハ、特施令14条2号ハ、特施規71条5項）。

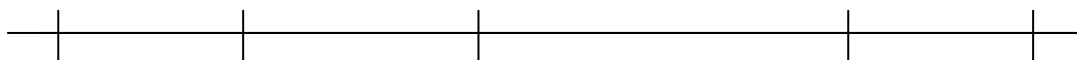
a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1／2以上の株式又は出資金を有していないこと。

b. 申請人以外の複数の法人が共同で株式総数又は出資総額の2／3以上の株式又は出資金を有していないこと。

（注4）法人税確定申告書については、減免申請日に取得できる最新のものとするが、具体的には次のとおり。

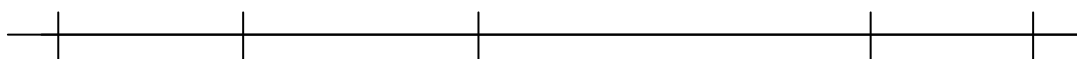
a. 事業年度の終了と確定申告期限後の減免申請が同一年度中になされる場合→（同年度分の法人税確定申告書）

4 / 1 事業年度終了 確定申告提出期限 減免申請 4 / 1



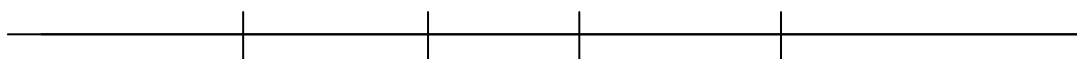
b. 事業年度の終了日と確定申告期限後の減免申請の間に年度が変更する場合→（前年の法人税確定申告書）

4 / 1 事業年度終了 確定申告提出期限 4 / 1 減免申請



c. 事業年度の終了日と確定申告期限の間に年度の変更及び減免申請がなされる場合→（前々年分の法人税確定申告書）

事業年度終了 4 / 1 減免申請 確定申告提出期限



（２）大学等技術移転促進法の規定による手数料等の軽減（特）（大学等技術移転促進法第１３条第３項及び第４項）

「表４」の左欄に掲げる要件を満たす大学等技術移転促進法第１３条第１項の認定を受けた者（以下「独立行政法人関係認定事業者」という。）が対象である。

「表４」

要 件	証 明 書
ア. 独立行政法人関係認定事業者であり、自己の特許権又は特許出願であること	試験研究独立行政法人技術移転事業の実施に係るものであることを証明する書面
イ. 独立行政法人関係認定事業者が試験研究独立行政法人技術移転事業を実施していること	

（注１）出願中の手続において、既に上記の実施に係るものであることを証明する書面を提出している場合は、軽減申請書にその旨が記載してあれば証明書の提出の省略を認める。

（注２）特許法等の一部を改正する法律（平成１５年法律第４７号。以下「平成１５年改正法」という。）による改正前の大学等技術移転促進法第１３条第１項の認定を受けた者（独立行政法人関係認定事業者に限る。）が平成１６年３月３１日以前に譲渡を受けた試験研究独立行政法人における研究成果に係る当該試験研究独立行政法人が保有する特許権等若しくは特許を受ける権利等又はその特許を受ける権利等に基づいて取得した特許権等について納付すべき手数料等については、平成１５年改正法による改正前の大学等技術移転促進法第１２条第４項、第６項、第８項及び第１０項並

びに第13条第2項及び第3項の規定は改正後も、なおその効力を有する（平成15年改正法附則8条2項）。

（3）産活法の規定による手数料等の軽減（特）（産活法56条及び57条）

「表5」の左欄に掲げる要件を満たす大学等技術移転促進法第4条第1項の承認を受けた者（以下「承認事業者」という。）が対象である。

「表5」

要 件	証 明 書
ア．承認事業者であり、自己の特許権又は特許出願であること イ．承認事業者が特定大学技術移転事業を実施していること（注1）	特定大学技術移転事業の実施に係るものであることを証明する書面

（注1）大学における技術に関する研究成果に係るもののうち、国に属するものでない（大学教官個人、国立大学法人、私立大学等に属する）こと。

（注2）出願中の手続において、既に上記の実施に係るものであることを証明する書面を提出している場合は、軽減申請書にその旨が記載してあれば証明書の提出の省略を認める。

（注3）昭和62年12月31日以前に出願されたものとみなされる出願については、軽減の対象とはならない。

（注4）平成15年改正法による改正前の大学等技術移転促進法第12条第1項の認定を受けた国立大学関係認定事業者が平成16年3月31日以前に譲渡を受けた国立大学の研究成果に係る国有の特許権等若しくは特許を受ける権利等又はその特許を受ける権利等に基づいて取得した特許権等について納付すべき手数料等については、平成15年改正法による改正前の大学等技術移転促進法第12条第4項、第6項、第8項及び第10項の規定は改正後も、なおその効力を有する（平成15年改正法附則8条1項）。

（注5）承認事業者が国立大学法人、大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利（産業技術力強化法附則第3条第1項各号に掲げるものに限る。）又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権（平成19年3月31日までにされた特許出願（同年4月1日以後にする特許出願であって同年3月31日までにしたもの）とみなされるものを除く。（4）イ．の注2において同じ。）に係るものに限る。）であって承認事業者に属するものについては、承認事業者を国とみなして特許法第107条第2項、第195条第4項及び第5項又は特例法第40条第3項及び第4項の規定を適用する（大学等技術移転促進法附則3条）。

（4）産業技術力強化法の規定による手数料等の軽減（特）（産業技術力強化法17条、18条）

ア．大学等研究者の場合（産業技術力強化法17条1項1号、同条2項、産業技術力強化法施行令1条の2第1号）

その特許発明又は発明の職務発明者である大学等研究者が対象である。

(証明書) その申請に係る特許発明又は発明が職務発明であることを証明する書面(職務発明認定書)(産業技術力強化法施行規則1条の2第1号)

(注) 大学等研究者とは、学校教育法第1条に規定する大学若しくは高等専門学校の学長、副学長、学部長、教授、准教授(助教授)、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者(大学等と雇用関係を有するポストドクター等)又は国立大学法人法第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者をいう(産業技術力強化法17条1項1号)。なお、これらに相当する外国の者にあつては、これらに相当する者であることを証明する書面を提出しなければならない(産業技術力強化法施行規則5条2項)。

イ. 大学等の場合(産業技術力強化法17条1項2号、同条2項)

以下のa. からf. までのいずれかに該当する大学等が対象である。

a. その特許発明又は発明が大学等研究者がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該大学等(産業技術力強化法施行令1条の2第2号イ)

(証明書) その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者がした職務発明であることを証明する書面(職務発明認定書)(産業技術力強化法施行規則1条の2第2号)

b. その特許発明又は発明が大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該大学等研究者が当該大学等以外の大学等に、又は当該試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職しているときであつて、これらの者が大学等研究者として現在所属する大学等が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する大学等(産業技術力強化法施行令1条の2第2号ロ)

(証明書) i) その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証明する書面(職務発明認定書)(産業技術力強化法施行規則1条の2第3号イ)

ii) 当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該大学等に転職し、大学等研究者として現在所属することを証明する書面(在籍証明書)(産業技術力強化法施行規則1条の2第3号ロ)

c. その特許発明又は発明が大学等研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合(当該特許発明又は発明が当該大学等研究者につ

いて職務発明である場合に限る。)において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該大学等（産業技術力強化法施行令1条の2第2号ハ）

(証明書) その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該大学等研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第4号）

d. その特許発明又は発明が大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該大学等研究者が当該大学等以外の大学等に、又は当該試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職しているときであって、これらの者が大学等研究者として現在所属する大学等が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する大学等（産業技術力強化法施行令1条の2第2号ニ）

(証明書) i) その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第5号イ）

ii) 当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該大学等に転職し、大学等研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第5号ロ）

e. その特許発明又は発明と大学等研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該大学等（産業技術力強化法施行令1条の2第2号ホ）

「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のi)からiii)までのいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条1号）。

i) その特許発明又は発明が、当該大学等研究者がした職務発明に係る

特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係

ii) その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該大学等研究者がした職務発明を開示している関係

iii) その特許発明又は発明が、大学等が当該大学等以外の者と共同して行った試験研究（契約又は協定に基づいて行われたものに限る。以下同じ。）又は大学等が当該大学等以外の者に委託した試験研究の成果に係るものである関係

（証明書） その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第1号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第6号）

f. その特許発明又は発明と大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該大学等研究者が当該大学等以外の大学等に、又は当該試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職しているときであって、これらの者が大学等研究者として現在所属する大学等が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する大学等（産業技術力強化法施行令1条の2第2号へ）

「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のi)又はii)のいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条2号）。

i) その特許発明又は発明が、当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係

ii) その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

（証明書） i) その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第2号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第7号イ）

ii) 当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該大学等に転職し、大学等研究者として現在所属することを

証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則 1 条の 2 第 7 号ロ）

（注 1）大学等とは、学校教育法第 1 条に規定する大学若しくは高等専門学校を設置する者又は国立大学法人法第 2 条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人をいう（産業技術力強化法 17 条 1 項 2 号）。なお、これらに相当する外国の者にあっては、これらに相当する者であることを証明する書面を提出しなければならない（産業技術力強化法施行規則 5 条 2 項）。

（注 2）国立大学法人法附則第 9 条第 1 項又は独立行政法人国立高等専門学校機構法附則第 8 条第 1 項の規定により国立大学法人等が承継した特許権又は特許を受ける権利（平成 19 年 3 月 31 日までにされた特許出願に係るものに限る。）及び国立大学法人等が平成 19 年 3 月 31 日までに当該国立大学法人等の大学等研究者から承継した特許権若しくは特許を受ける権利（同日までにされた特許出願に係るものに限る。）又は当該国立大学法人等が当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権については、国立大学法人等を国とみなして特許法第 107 条第 2 項、第 195 条第 4 項及び第 5 項又は特例法第 40 条第 3 項及び第 4 項の規定を適用する（産業技術力強化法附則 3 条 1 項 1 号から 3 号まで）。

また、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 36 号）により産業技術力強化法附則第 3 条第 1 項に新たな号が新設され、承認事業者が国立大学法人等から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利（産業技術力強化法附則第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げるものに限る。）又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権（平成 19 年 3 月 31 日までにされた特許出願に係るものに限る。）であって、当該国立大学法人等が当該承認事業者から承継したものについても、国立大学法人等を国とみなして特許法第 107 条第 2 項、第 195 条第 4 項及び第 5 項又は特例法第 40 条第 3 項及び第 4 項の規定を適用する（産業技術力強化法附則 3 条 1 項 4 号）

ウ．試験研究独立行政法人の場合（産業技術力強化法 17 条 1 項 3 号、同条 2 項）

以下の a. から f. までのいずれかに該当する試験研究独立行政法人が対象である。

a. その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人（産業技術力強化法施行令 1 条の 2 第 3 号イ）

（証明書） その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発

明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第8号）

- b. その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人以外の試験研究独立行政法人に、又は当該大学等研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が試験研究独立行政法人に転職しているときであつて、これらの者が試験研究独立行政法人研究者として現在所属する試験研究独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第3号ロ）

（証明書） i）その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第9号イ）

ii）当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人に転職し、試験研究独立行政法人研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第9号ロ）

- c. その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第3号ハ）

（証明書） その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第10号）

- d. その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人以外の試験研究独立行政法人に、又は当該大学等研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が試

験研究独立行政法人に転職しているときであって、これらの者が試験研究独立行政法人研究者として現在所属する試験研究独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第3号ニ）

- （証明書） i）その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第11号イ）
- ii）当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人に転職し、試験研究独立行政法人研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第11号ロ）

e. その特許発明又は発明と試験研究独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第3号ホ）

「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のi）からiii）までのいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条3号）。

- i）その特許発明又は発明が、当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係
- ii）その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係
- iii）その特許発明又は発明が、試験研究独立行政法人が当該試験研究独立行政法人以外の者と共同して行った試験研究又は試験研究独立行政法人が当該試験研究独立行政法人以外の者に委託した試験研究の成果に係るものである関係

- （証明書） その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第3号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第12号）

f. その特許発明又は発明と試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、

公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人以外の試験研究独立行政法人に、又は当該大学等研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が試験研究独立行政法人に転職しているときであって、これらの者が試験研究独立行政法人研究者として現在所属する試験研究独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第3号へ）

「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のi)又はii)のいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条4号）。

- i) その特許発明又は発明が、当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係
- ii) その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

- (証明書) i) その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第4号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第13号イ）
- ii) 当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人に転職し、試験研究独立行政法人研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）
- （産業技術力強化法施行規則1条の2第13号ロ）

(注1) 試験研究独立行政法人とは、独立行政法人のうち高等専門学校を設置する者であるものの以外のものであって、試験研究に関する業務を行うものとして産業技術力強化法施行令で定めるものをいう（産業技術力強化法17条1項3号）。

(注2) 試験研究独立行政法人研究者とは、試験研究独立行政法人の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう（産業技術力強化法施行令1条の2第2号ロ）。

(注3) 平成21年政令第155号による産業技術力強化法施行令第3条別表の改正により、新たに軽減対象となる試験研究独立行政法人については、平成21年6月21日までに特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があったものに係る特許料については、軽減の対象外と

なり、除かれる試験研究独立行政法人については、平成21年6月21日までにした特許出願に係る特許料及び審査請求料については減免の対象となる（平成21年政令第155号附則2条）。

エ. 公設試験研究機関を設置する場合（産業技術力強化法17条1項4号、同条2項）

以下のa. からf. までのいずれかに該当する公設試験研究機関を設置する者が対象である。

a. その特許発明又は発明が公設試験研究機関研究者がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者（産業技術力強化法施行令1条の2第4号イ）

（証明書） i）公設試験研究機関がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（条例等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）

ii）その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第14号）

b. その特許発明又は発明が公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該公設試験研究機関研究者が当該公設試験研究機関以外の公設試験研究機関に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験研究機関に転職しているときであって、これらの者が公設試験研究機関研究者として現在所属する公設試験研究機関が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する公設試験研究機関を設置する者（産業技術力強化法施行令1条の2第4号ロ）

（証明書） i）公設試験研究機関がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（条例等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）

ii）その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第15号イ）

iii）当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該公設試験研究機関に転職し、公設試験研究機関研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第15号ロ）

- c. その特許発明又は発明が公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者（産業技術力強化法施行令1条の2第4号ハ）

（証明書） i）公設試験研究機関がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（条例等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）

- ii）その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第16号）

- d. その特許発明又は発明が公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該公設試験研究機関研究者が当該公設試験研究機関以外の公設試験研究機関に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験研究機関に転職しているときであって、これらの者が公設試験研究機関研究者として現在所属する公設試験研究機関が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する公設試験研究機関を設置する者（産業技術力強化法施行令1条の2第4号ニ）

（証明書） i）公設試験研究機関がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（条例等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）

- ii）その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第17号イ）

- iii）当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当

該公設試験研究機関に転職し、公設試験研究機関研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第17号ロ）

- e. その特許発明又は発明と公設試験研究機関研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者（産業技術力強化法施行令1条の2第4号ホ）

「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のi)からiii)までのいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条5号）。

- i) その特許発明又は発明が、当該公設試験研究機関研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係
- ii) その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該公設試験研究機関研究者がした職務発明を開示している関係
- iii) その特許発明又は発明が、公設試験研究機関が当該公設試験研究機関以外の者と共同して行った試験研究又は公設試験研究機関が当該公設試験研究機関以外の者に委託した試験研究の成果に係るものである関係

- (証明書)
- i) 公設試験研究機関がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（条例等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）
 - ii) その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第5号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第18号）

- f. その特許発明又は発明と公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該公設試験研究機関研究者が当該公設試験研究機関以外の公設試験研究機関に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験研究機関に転職しているときであって、これらの者が公設試験研究機関研究者として現在所属する公設試験研究機関が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する公設試験研究機関を設置する者（産業技術力強化法施行令1条の2第4号ヘ）

「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のi)又はii)のいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条6号）。

- i) その特許発明又は発明が、当該公設試験研究機関研究者、大学等研

究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係

- ii) その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

(証明書) i) 公設試験研究機関がその業務として試験研究を行うことを証明する書面(条例等の写し)(産業技術力強化法施行規則7条1項)

- ii) その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第6号に定める密接な関係があることを証明する書面(同規則1条の2第19号イ)

- iii) 当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該公設試験研究機関に転職し、公設試験研究機関研究者として現在所属することを証明する書面(在籍証明書)(産業技術力強化法施行規則1条の2第19号ロ)

(注) 公設試験研究機関研究者とは、公設試験研究機関(地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関(学校教育法第2条第2項に規定する公立学校を除く。))であって、試験研究に関する業務を行うものをいう。)の長又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう(産業技術力強化法施行令1条の2第2号ロ)。

オ. 試験研究地方独立行政法人の場合(産業技術力強化法17条1項5号、同条2項)

以下のa. からf. までのいずれかに該当する試験研究地方独立行政法人が対象である。

- a. その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人(産業技術力強化法施行令1条の2第5号イ)

(証明書) i) 試験研究地方独立行政法人がその業務として試験研究を行うことを証明する書面(定款等の写し)(産業技術力強化法施行規則7条1項)

- ii) その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証明する書面(職務発明認定書)(産業技術力強化法施行規則1条の2第20号)

b. その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明である場合において、当該試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人以外の試験研究地方独立行政法人に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは公設試験研究機関研究者が試験研究地方独立行政法人に転職しているときであつて、これらの者が試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属する試験研究地方独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究地方独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第5号ロ）

（証明書） i）試験研究地方独立行政法人がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（定款等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）

ii）その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第21号イ）

iii）当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者が当該試験研究地方独立行政法人に転職し、試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第21号ロ）

c. その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第5号ハ）

（証明書） i）試験研究地方独立行政法人がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（定款等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）

ii）その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第22号）

d. その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者と当該

者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人以外の試験研究地方独立行政法人に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは公設試験研究機関研究者が試験研究地方独立行政法人に転職しているときであって、これらの者が試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属する試験研究地方独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究地方独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第5号ニ）

- （証明書）
- i) 試験研究地方独立行政法人がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（定款等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）
 - ii) その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第23号イ）
 - iii) 当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者が当該試験研究地方独立行政法人に転職し、試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第23号ロ）
- e. その特許発明又は発明と試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第5号ホ）

「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のi)からiii)までのいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条7号）。

- i) その特許発明又は発明が、当該試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係
- ii) その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究地方独立行政法人研究

者がした職務発明を開示している関係

- iii) その特許発明又は発明が、試験研究地方独立行政法人が当該試験研究地方独立行政法人以外の者と共同して行った試験研究又は試験研究地方独立行政法人が当該試験研究地方独立行政法人以外の者に委託した試験研究の成果に係るものである関係

(証明書) i) 試験研究地方独立行政法人がその業務として試験研究を行うことを証明する書面(定款等の写し)(産業技術力強化法施行規則7条1項)

- ii) その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第7号に定める密接な関係があることを証明する書面(同規則1条の2第24号)

- f. その特許発明又は発明と試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人以外の試験研究地方独立行政法人に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは公設試験研究機関研究者が試験研究地方独立行政法人に転職しているときであって、これらの者が試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属する試験研究地方独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究地方独立行政法人(産業技術力強化法施行令1条の2第5号へ)

「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のi)又はii)のいずれかに該当する関係をいう(産業技術力強化法施行規則1条8号)。

- i) その特許発明又は発明が、当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係

- ii) その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明を開示している関係

(証明書) i) 試験研究地方独立行政法人がその業務として試験研究を行うことを証明する書面(定款等の写し)(産業技術力強化法施行規則7条1項)

- ii) その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第8号に定める密接な関係があ

ることを証明する書面（同規則 1 条の 2 第 25 号イ）

- iii) 当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者が当該試験研究地方独立行政法人に転職し、試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則 1 条の 2 第 25 号ロ）

（注 1）試験研究地方独立行政法人とは、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人を除く。）であって、試験研究に関する業務を行うものをいう（産業技術力強化法 17 条 1 項 5 号）。

（注 2）試験研究地方独立行政法人研究者とは、試験研究地方独立行政法人の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう（産業技術力強化法施行令 1 条の 2 第 2 号ロ）。

カ．研究開発型中小企業等（産業技術力強化法 18 条）

- a．個人の場合（産業技術力強化法施行令 6 条 1 号、4 号から 6 号まで）
以下の中小企業要件及び研究開発要件を満たす個人が対象である。

（中小企業要件）従業員数が「表 6」の数以下であること。

「表 6」

日本標準産業分類に基づく業種	従業員の数
製造業、建設業、運輸業他（以下の業種を除く。）	300 人
小売業	50 人
卸売業又はサービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	100 人
旅館業	200 人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900 人

（証明書） 従業員数を証明する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等）及び主たる事業を確認するための書類（自社のパンフレット等）

（研究開発要件）以下の i) から vi) までのいずれかを満たすこと

- i) 申請書提出日の属する年の前年 1 年間（申請書提出日の属する月が 1 月～3 月の場合は、前々年）における試験研究費及び開発費の合計額が、事業所得に係る総収入金額の 3 % を超えること。ただし、申請書提出日において事業を開始した日以後 27 月を経過せず、試験研究費率を算定できない場合は、本項前段に代えて次の ii) を満たす必要がある。
- ii) 常勤の研究者の数が 2 人以上であり、当該研究者の数が、事業主及び従業員の数の合計の $1/10$ 以上であること。

- iii) その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第9項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）であって、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者であること。
- iv) その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第2項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであって、当該経営革新のための事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業者であること。
- v) その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第12条第3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであって、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業に該当する個人であること。
- vi) 旧創造法（平成17年4月に廃止となった中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法をいう。以下同じ。）に基づき認定された「認定研究開発等事業計画」に従って行われる研究開発等事業の成果に係る特許発明又は発明であって、当該研究開発等事業を行う中小企業者に該当する個人であること（産業技術力強化法施行令を改正する平成17年政令第153号附則第6条により引き続き軽減の対象となる。特許料の軽減期間については第1年分から第3年分までに限られる。）。

（証明書）

- i) 前年（又は前々年）1年間の財務諸表等、試験研究費等比率を確認できる書類（税理士・公認会計士による証明書でも可）
- ii) 事業開始日を証明する書面（事業開始届等）並びに常勤の研究者数及び従業員数を確認できる書面（日本国内に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは営業所の所在地を有しない者における研究者数比率については、特許管理人による

証明書によるものとする。)

- iii) 交付された特定補助金等により事業を行う者であることを証明する書面（補助事業計画書の写し及び補助金交付決定通知書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が特定補助金等を交付された事業の成果に係るものであることを証明する書面
- iv) 経営革新計画の承認に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「経営革新計画」の写し及び承認書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が承認事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであることを証明する書面
- v) 研究開発等事業計画の認定に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「認定書」の写し及び「異分野連携新事業分野開拓計画」の写し等）及びその申請に係る特許発明又は発明が認定事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであることを証明する書面
- vi) 旧創造法に基づき認定された事業を行う者であることを証明する書面（「研究開発等事業計画」の写し及び認定書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が認定を受けた事業の成果に係るものであることを証明する書面

b. 会社の場合（産業技術力強化法施行令6条2号、4号から6号まで）

以下の中小企業要件及び研究開発要件を満たす会社が対象である。

（中小企業要件）資本金若しくは出資の額が「表7」の額以下であること又は従業員数が「表6」の数以下であること。

「表7」

日本標準産業分類に基づく業種	資本の額又は出資の総額
製造業、建設業、運輸業他（以下の業種を除く。）	3億円
小売業又はサービス業（ソフトウェア業又は情報処理サービス業を除く。）	5千万円
卸売業	1億円

（証明書） 資本の額若しくは出資の総額を証明する書面（法人登記事項証明書）又は従業員数を証明する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等）及び主たる事業を確認できる書類（自社パンフレット等）

（研究開発要件）以下のi) からvi) までのいずれかを満たすこと

i) 申請書提出日の属する事業年度の前事業年度（申請書提出

日が前事業年度経過後2月以内の場合は、前々事業年度)における試験研究費及び開発費の合計が、総収入金額から固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額の3%を超えること。ただし、申請書提出日において設立の日以後26月を経過せず、試験研究費率を算定できない場合は、本項前段に代えて次のii)を満たす必要がある。

- ii) 常勤の研究者の数が2人以上であり、当該研究者の数が、常勤の役員及び従業員の数の合計の1/10以上であること。
- iii) その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第9項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの(当該事業の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。)であって、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者であること。
- iv) その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第2項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の成果に係るもの(当該承認経営革新計画の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。)又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであって、当該経営革新のための事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業者であること。
- v) その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第12条第3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の成果に係るもの(当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。)又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであって、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業者であること。
- vi) 旧創造法に基づき認定された「認定研究開発等事業計画」に従って行われる研究開発等事業の成果に係る特許発明又は発明であって、当該研究開発等事業を行う中小企業者であること。また、当該特許発明又は発明は職務発明であってその職務発明を予約承継していることが必要となる(産業技術力強化法施行令を改正する平成17年政令第153号附則第6条により引き続き軽減の対象となる。特許料の軽減期間については第1年分から第3年分までに限られる。))。

(証明書) i) 前事業年度(又は前々事業年度)の財務諸表等、試験研究

費等比率を確認できる書類

- ii) 設立年月日を証明する書面（法人登記事項証明書等）並びに常勤の研究者数、常勤の役員数及び従業員数を確認できる書面（日本国内に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは営業所の有しない者における従業員数比率については、特許管理人による証明書によるものとする。）
- iii) 交付された特定補助金等により事業を行う者であることを証明する書面（補助事業計画書の写し及び補助金交付決定通知書又は委託契約書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が特定補助金等を交付された事業の成果に係るものであることを証明する書面
- iv) 経営革新計画の承認に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「経営革新計画」の写し及び承認書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が承認事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであることを証明する書面
- v) 研究開発等事業計画の認定に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「認定書」の写し及び「異分野連携新事業分野開拓計画」の写し等）及びその申請に係る特許発明又は発明が認定事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであることを証明する書面
- vi) 旧創造法に基づき認定された事業を行う者であることを証明する書面（「研究開発等事業計画」の写し及び認定書の写し）、その申請に係る特許発明又は発明が認定を受けた事業の成果に係るものであることを証明する書面、職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）、及び職務発明についてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定め

c. 組合の場合（産業技術力強化法施行令6条3号から6号まで）

以下の研究開発要件を満たす組合が対象である。

（研究開発要件）以下の i) から vi) までのいずれかを満たすこと

- i) 申請書提出日の属する事業年度の前事業年度（申請書提出日が前事業年度経過後2月以内の場合は、前々事業年度）における試験研究費及び開発費の合計が、総収入金額から固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額の3%を超えること。ただし、申請書提出日において設立の日以後26月を経過せず、試験研究費率を算定できない場合は、本項前段に代えて次の ii) を満たす必要がある。

- ii) 常勤の研究者の数が2人以上であり、当該研究者の数が、常勤の役員及び従業員の数の合計の1/10以上であること。
- iii) その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第9項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）であって、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者であること。
- iv) その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第2項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであって、当該経営革新のための事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業者であること。
- v) その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第12条第3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであって、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業者であること。
- vi) 旧創造法に基づき認定された「認定研究開発等事業計画」に従って行われる研究開発等事業の成果に係る特許発明又は発明であって、当該研究開発等事業を行う中小企業者であること。また、当該特許発明又は発明は職務発明であってその職務発明を予約承継していることが必要となる（産業技術力強化法施行令を改正する平成17年政令第153号附則第6条により引き続き軽減の対象となる。特許料の軽減期間については第1年分から第3年分までに限られる。）。

（証明書）

- i) 前事業年度（又は前々事業年度）の財務諸表等、試験研究費等比率を確認できる書類
- ii) 設立年月日を証明する書面（法人登記事項証明書等）並びに常勤の研究者数、常勤の役員数及び従業員数を確認できる書面（日本国内に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは営業所の有しない者における従業員数比率については、特許管理人による証明書によるものとする。）

- iii) 交付された特定補助金等により事業を行う者であることを証明する書面（補助事業計画書の写し及び補助金交付決定通知書又は委託契約書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が特定補助金等を交付された事業の成果に係るものであることを証明する書面
- iv) 経営革新計画の承認に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「経営革新計画」の写し及び承認書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が承認事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであることを証明する書面
- v) 研究開発等事業計画の認定に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「認定書」の写し及び「異分野連携新事業分野開拓計画」の写し等）及びその申請に係る特許発明又は発明が認定事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであることを証明する書面
- vi) 旧創造法に基づき認定された事業を行う者であることを証明する書面（「研究開発等事業計画」の写し及び認定書の写し）、その申請に係る特許発明又は発明が認定を受けた事業の成果に係るものであることを証明する書面、職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）、及び職務発明についてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定め書の写し

（注）「試験研究費等比率」の要件に該当する場合（研究開発要件が、a. 個人の場合は要件 i）又は ii）に該当するとき、b. 会社の場合は要件 i）又は ii）に該当するとき、c. 組合の場合は要件 i）又は ii）に該当するとき）の軽減申請については、申請人が同一の場合に限り、2 以上の申請を一の書面で申請することができる。ただし、審査請求料の軽減申請と特許料の軽減申請とを一の書面で申請することはできない（産業技術力強化法施行規則 1 条の 3 第 3 項）。

（5）中小ものづくり高度化法の規定による手数料等の軽減（特）（中小ものづくり高度化法 9 条）

以下のア. からウ. までの場合に、それぞれの要件を満たす者が対象である。

ア. 個人の場合

- （要件） a. 中小ものづくり高度化法第 4 条に規定する特定研究開発等計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明又は発明（いずれも当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して 2 年以内に出願されたものに

限る。)又は当該特許発明又は発明を実施するために認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明又は発明であること。

b. 中小企業者（従業員数が「表6」の数以下であること。）であること。

- (証明書) a. 中小ものづくり高度化法に規定する認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明又は発明であること又は当該特許発明又は発明を実施するために認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明又は発明であることを証明する書面
- b. 中小企業者であることを証明する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等）
- c. 認定計画の写し

イ. 会社の場合

- (要件) a. 中小ものづくり高度化法第4条に規定する特定研究開発等計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明又は発明（いずれも当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）又は当該特許発明又は発明を実施するために認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明又は発明であること。
- b. 中小企業者（資本金若しくは出資の額が「表7」の額以下であること又は従業員数が「表6」の数以下であること。）であること。

- (証明書) a. 中小ものづくり高度化法に規定する認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明又は発明であること又は当該特許発明又は発明を実施するために認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明又は発明であることを証明する書面
- b. 中小企業者であることを証明する書面（定款、法人登記事項証明書又は貸借対照表及び雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等）
- c. 認定計画の写し

ウ. 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、直接又は間接の構成員の2/3以上が中小ものづくり高度化法第2条第1項第1号から7号までに規定する中小企業者である技術研究組合

(要件) イ. のaと同様

(証明書) イ. のa、b、cと同様

(注1) 「特定ものづくり基盤技術」とは、ものづくり基盤技術振興基本

法に規定するものづくり基盤技術のうち、主として中小企業者によって行われ、その高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資するものとして経済産業大臣が指定するものをいう（中小ものづくり高度化法2条2項）。

（注2）「特定研究開発等」とは特定ものづくり基盤技術に関する研究開発を行うこと及びその成果を利用すること（中小ものづくり高度化法2条2項）。

3. 減免を受ける者を含む者の共有に係る減免の適用について

- （1）特許法第107条第3項若しくは第195条第6項又は実用新案法第31条第3項若しくは第54条第5項の規定により、国又は減免を受ける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、持分の割合に応じて減免が受けられる。

これらの規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書、特許料納付書、実用新案技術評価請求書又は実用新案登録願に、国を含む者の共有に係るときは「【持分の割合】」の欄に国以外のすべての者の持分の割合を、それ以外の減免を受ける者を含む者の共有に係るときは、出願審査請求書は「【手数料に関する特記事項】」、特許料納付書は「【特許料等に関する特記事項】」、実用新案技術評価請求書又は実用新案登録願は「【その他】」の欄に減免を受ける旨、減免を受ける者及びその者の持分の割合をそれぞれ記載するとともに、「【その他】」の欄に正規の納付金額に対する持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載し、持分を証明する書面を添付して提出しなければならない。ただし、既に特許庁に持分を証明する書面を提出した者は、その事項に変更が無いときは、当該持分を証明する書面の提出を省略することができる（出願審査請求書：特施規27条4項、31条の2第2項、3項及び5項、様式第44備考5及び6。特許料納付書：特施規69条3項から6項まで、様式第69備考6及び7、様式第70備考3及び4。実用新案技術評価請求書：実施規23条2項において準用する特施規27条4項、実施規様式第6備考9及び10。実用新案登録願：実施規21条3項、様式第1備考26及び27）。

（2）出願審査請求書の記載例

（例）〇〇〇〇省東北地方〇〇局長（持分1／3）と独立行政法人〇〇〇〇（持分1／3）と株式会社〇〇〇〇（持分1／3）の共有の場合

（記載例）

【書類名】 出願審査請求書

・（略）

【請求項の数】 1

・（略）

【持分の割合】 2／3

【手数料の表示】

【予納台帳番号】〇〇〇〇〇〇

【納付金額】

【手数料に関する特記事項】

産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減
(独立行政法人〇〇〇〇 持分1/3)

産業技術力強化法第18条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。
確認書の番号 平成〇. 〇. 〇東北第〇〇号(株式会社〇〇〇〇 持分1/3)

【その他】 手数料の納付の割合 1/3

(3) 特許料納付書の記載例

(例) 〇〇 〇〇(個人)(持分1/5)と〇〇県(公設試験研究機関)(持分1/5)と地方独立行政法人〇〇〇〇(試験研究独立行政法人)(持分1/5)と〇〇〇〇株式会社(持分2/5)の共有の場合

(記載例)

【書類名】 特許料納付書

・(略)

【請求項の数】 1

・(略)

【納付年分】 第1年分から第3年分

【特許料等に関する特記事項】

特許法第109条の規定による特許料の免除(〇〇 〇〇 持分1/5)

産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 平成〇. 〇. 〇中部第〇〇号(〇〇県 持分1/5)

産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 平成〇. 〇. 〇中部第〇〇号(地方独立行政法人〇〇〇〇 持分1/5)

【特許料の表示】

【予納台帳番号】 〇〇〇〇〇〇〇

【納付金額】

【その他】 特許料の納付の割合 3/5

(改訂平成24・4)

*1 特18条の2：実2条の5第2項において準用